

福島第二原子力発電所におけるけが人の発生について

平成 25 年 1 月 28 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

本日午前 10 時 29 分頃、1 号機原子炉建屋付属棟地下 1 階にある所内高圧電源設備配電盤室（管理区域*）でケーブル修理作業をしていた協力企業作業員が、踏み台（高さ約 0.9m）より落下し左肘を負傷しました。

このため、当所の診療所医師の判断により、午前 10 時 55 分に救急車を要請しました。

当該作業員に意識はあり、放射性物質の付着はありません。

* 管理区域

放射線による無用な被ばくを防止するため、また、放射性物質による放射能汚染の拡大防止をはかるために管理を必要とする区域。

以 上